

## 大阪市立芸術創造館指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

大阪市長 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

大阪市立芸術創造館条例第13条の規定により、大阪市立芸術創造館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

担当者氏名及び連絡先	送付先住所： 担当者部署： 担当者氏名： 電話番号：(            )            - E-mail：
------------	---

※主たる事務所の所在地とは、法人の場合にあっては登記上の所在地（住所）とする。

## 大阪市立芸術創造館指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

大阪市長 様

(申請団体名称)

(代表者)

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

(構成員)

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

(構成員)

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

(構成員)

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

大阪市立芸術創造館条例第13条の規定により、大阪市立芸術創造館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

担当者氏名及び連絡先	送付先住所： 担当者部署： 担当者氏名： 電話番号：(            )            — E-mail：
------------	---

※主たる事務所の所在地とは、法人の場合にあっては登記上の所在地（住所）とする。

## 大阪市立芸術創造館指定管理者指定申請にかかる誓約書

令和 年 月 日

大阪市長 様

(申請者)

本店所在地

法人等の名称

代表者氏名

大阪市立芸術創造館にかかる指定管理者指定申請を行うにあたり、次に掲げる事項を誓約します。

### 記

- 1 私は、大阪市立芸術創造館指定管理者募集要項に定める申請資格をすべて満たしており、大阪市立芸術創造館条例第14条に該当しておらず、添付書類の内容について事実と相違ありません。
- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる事項のいずれにも該当しません。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書2に該当する事業者であると、大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が下請負人等を使用する場合は、これら下請人等（ただし、契約金額500万円未満のものを除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪市に提出します。
- 6 私が使用する下請人等が、本誓約書2に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は当該指導に従います。

## 法人等の概要

令和 年 月 日現在

名称	(フリガナ) _____	
法人等番号		
法人等の所在地	〒	
申請団体名 (連合体の場合)	(フリガナ) _____	<input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 構成員 (いずれかに✓)
設立年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 設立	
従業員数		
資本金		
主な業務内容		
免許・登録		

※ 連合体の場合は、構成員ごとに提出すること。

\*申請者の情報(本店所在地、法人等の名称、代表者の氏名)の記載は正本のみとし、副本には記載しないととも、他に申請者の情報の表示があれば黒塗りするなどし、申請団体が推定できる記載は行わないでください。

## 芸術文化施設等類似施設の運営実績等

法人等名称：

施設名	所在地	年間利用者数	施設内容、業務内容	運営形態 (直営、〇〇市からの 運営委託など)	運営期間
					年 月 ～ 年 月
					年 月 ～ 年 月
					年 月 ～ 年 月
					年 月 ～ 年 月

## 文化活動、芸術活動にかかる業務実績

実施場所	業務内容	運営形態 (主催、〇〇市からの 運営委託など)	運営期間
			年 月 ～ 年 月
			年 月 ～ 年 月
			年 月 ～ 年 月
			年 月 ～ 年 月
			年 月 ～ 年 月

## 職員研修実績

法人等名称：

研修名称	研修内容・講師	実施時期・期間



## 障がい者雇用状況報告書（公共職業安定所への報告義務がない事業主用）

【施設名称：  】 令和8年 月 日現在

A 事 業 主		〒 - (電話番号)
	本店所在地	
	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	代表者役職氏名	(署名又は記名押印)
	事業の種類	( )
	区分	人数等
	①除外率	%
	②常用雇用労働者の数	
	(イ) 常用雇用労働者の数（短時間労働者を除く）	人
	(ロ) 短時間労働者の数	人
	(ハ) 常用雇用労働者の数 $((イ) + (ロ) \times 0.5)$	人
	(ニ) 法定雇用障がい者の算定の基礎となる労働者の数	人
	③常用雇用身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の数	
	(ホ) 重度身体障がい者の数（短時間労働者を除く）	人
	(ヘ) 重度身体障がい者以外の身体障がい者の数（短時間労働者を除く）	人
	(ト) 重度身体障がい者である短時間労働者の数	人
	(チ) 重度身体障がい者以外の身体障がい者である短時間労働者の数	人
	(リ) 身体障がい者の数 $((ホ) \times 2 + (ヘ) + (ト) + (チ) \times 0.5)$	人
	(ヌ) 重度知的障がい者の数（短時間労働者を除く）	人
	(ル) 重度知的障がい者以外の知的障がい者（短時間労働者を除く）	人
	(ヲ) 重度知的障がい者である短時間労働者の数	人
	(ワ) 重度知的障がい者以外の知的障がい者である短時間労働者の数	人
	(カ) 知的障がい者の数 $((ヌ) \times 2 + (ル) + (ヲ) + (ワ) \times 0.5)$	人
	(ヨ) 精神障がい者の数（短時間労働者を除く）	
	(タ) 精神障がい者である短時間労働者の数	
	(レ) 精神障がい者の数 $((ヨ) + (タ) \times 0.5)$	
	④計 (③の(リ) + ③の(カ) + ③の(レ))	
	⑤実雇用率 $(④ \div ②(二) \times 100)$	
備考	(支社、支店、営業所、工場、事務所等の場合) 主たる事業所の所在及び名称：	

- 記載上の注意
- 1 この報告書は、当該団体等に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等毎に作成すること。
  - 2 ②ハ、ニ、③リ、カ、レ、④については、小数点以下第1位まで記入すること。
  - 3 ⑤欄には小数点以下第3位を四捨五入した数を記入すること。
  - 4 ①の除外率を事業所ごとに適用し、各事業所の④の雇用障がい者数を合計した人数を②ニの労働者を合計した人数で除した数値を事業主の雇用率とします。
  - 5 連合体等での申請の場合は、それぞれの構成員毎に作成すること。
- 雇用障がい者数の対象となる障がい者数の算定方法
- ・ 重度身体障がい者、重度知的障がい者である常用雇用労働者（1人につき身体障がい者又は知的障がい者2人を雇用しているものとみなされます）
  - ・ 重度身体障がい者、重度知的障がい者である短時間労働者（1人につき身体障がい者又は知的障がい者1人を雇用しているものとみなされます）
  - ・ 身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である短時間労働者（それぞれ0.5人を雇用しているものとみなされます）
- 常用雇用労働者の範囲
- ・ 常用雇用労働者とは、次のように1年を超えて引き続き雇用される者（見込みを含む）をいいます。ただし、1週間の所定労働時間が20時間未満の者については、障がい者雇用率制度上の常用雇用労働者の範囲には含まれませんのでご注意ください。
- |   |   |
|---|---|
| イ | 雇用期間の定めのない労働者   |
| ロ | 一定期間（1カ月、6カ月等）を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて、事実上"イ"と同一の状態にあると認められる者 |
| ハ | 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて、事実上"イ"と同一の状態にあると認められる者                   |
- 出向中の労働者は、原則としてそのものが生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取り扱います。なお、いずれの事業主の労働者として取り扱うかについては、雇用保険の取り扱いを行っている事業者の労働者として取り扱って差し支えありません。
- 外国にある支社、支店、出張所等に勤務している労働者は、日本国内の事業所から派遣されている場合に限り、その事業主の雇用する労働者とします。したがって現地で採用している労働者は含みません。
- 生命保険会社の外務員等については、雇用保険の被保険者として取り扱われているかどうかによって判断してください。
- いわゆる登録型の派遣労働者の場合、契約期間の多少の日数の隔たりがあっても、同一の派遣元事業主と雇用契約を更新または再契約して引き続き雇用されることが常態となっている場合には、常用雇用労働者に含まれる場合があります。
- 時間労働者とは、常用雇用労働者の内、20時間以上30時間未満である労働者のことです。
- ①除外率欄
- ・ 主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合のみ、その率を記入してください。
- ②ニ「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者の数」欄
- ・ ②ハ「常用雇用労働者の数」欄の数に①「除外率」欄の除外率を乗じて得た数（1人未満の端数切り捨て）を、②ハ「常用雇用労働者の数」欄の数から控除した数を記入してください。
- ③ホ「重度身体障がい者」とは
- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級又は2級とされる方及び3級の障がいを2以上重複して有する方をいいます。
- ③へ「身体障がい者」とは
- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が3級から6級とされる方及び7級の障がいを2以上重複して有する方をいいます。
- ③ヌ「重度知的障がい者」とは
- ・ 知的障がい者のうち、知的障がいの程度が重いと判定された方。具体的には次のいずれかの場合に該当
    - ◆療育手帳で程度が「A」とされている方
    - ◆児童相談所、知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医による療育手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書を貰っている方
  - ◆障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより「重度知的障がい者」と判定された方（重度障害者介助等助成金、特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練の適用等に当たって行われている「知的障がいの程度が重い」範囲と同様の範囲で判定が行われます。）
- ③ル「知的障がい者」とは
- ・ 児童相談所、知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の推進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより「知的障がい者」と判定された方
- ③ヨ「精神障がい者」とは
- ・ 精神保健福祉手帳の交付を受けている



## 社会的責任・市の施策との整合について

法人等名称： \_\_\_\_\_

(1) 環境への取組み (ISO14001の取得(※)の有無、再生品使用計画等)

--

(2) 就職困難者等の雇用への取組み

(各種就労支援事業を活用して過去に雇用した人数等)

就労支援事業名	雇用実績者数
大阪市地域就労支援センター	名
大阪市障がい者就業・生活支援センター	名
大阪市ひとり親家庭等就業・自立支援センター	名
大阪市自立支援センター	名
その他就職困難者等の就労支援の取組み等 ・おおさか人材雇用開発人権センター (C-STEP) の会員企業である (はい・いいえ)	

(3) 個人情報保護など人権に関する取組み

(プライバシーマーク又はISMS認証の取得(※)の有無、  
個人情報保護関係規程の有無や、人権研修の実施実績・実施計画等)

--

※ISO14001、プライバシーマーク及びISMS認証について、取得有の場合は「認定書」や「登録証」の写しを添付してください

(4) 女性活躍促進の取組み

<p>(5) 賃金・労働条件の向上に関する取組み</p>	
<p>(6) その他</p>	



(2) 施設を利用する高齢者や障がい者に対する配慮をどのようにするのか具体的に記述してください。

--

(3) 本施設を管理する上で、専門技術を必要とする場合は、大阪市の承認を得て第三者に委託することができるが、その予定がある場合は、その内容を記入すること。

委託予定業務	委託予定先名称・所在地	予定金額(税込)

\* 欄が不足する場合は、別紙を添付すること。

- (4) 施設の管理運営にあたり、個人情報や情報公開の取扱いについての考え方を記載すること。  
(研修の実施やマニュアルの作成など)

(5) 利用料金表(消費税込み)

※金額については、条例・規則の金額を上限として設定すること。

※現行の利用料金を変更する場合は、すでに施設使用料を納付している者及び予約している者への取扱いや、その他の利用者への周知期間など十分考慮すること。

○料金設定の概要

① 基本的な考え方

② 現状との変更点

③ 割引料金制度等の導入

## ①演劇練習室

区分		利用料金					入場料その他これに類する料金を徴収する場合
		入場料その他これに類する料金を徴収しない場合					
		午前10時から 午後0時45分まで	午後1時から 午後3時45分まで	午後4時から 午後6時45分まで	午後7時から 午後10時30分まで	午前10時から 午後10時30分まで	
大練習室	全体を使用する場合						
	所定の中仕切りで2に 区画された部分のうち 面積の大きい部分 を使用する場合						
	所定の中仕切りで2に 区画された部分のうち 面積の小さい部分 を使用する場合						
演劇練習室大							
演劇練習室中A							
演劇練習室中B							
演劇練習室小A							
演劇練習室小B							
制作者ボックス							

## ②音楽練習室

区分	単位	利用料金		
		入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		入場料その他これに類する料金を徴収する場合
		時間区分	金額	
音楽練習室大	1日1回につき	1 使用時間が2時間以内のとき		
		2 使用時間が2時間を超え11時間以内のとき 使用時間1時間までごとに		
		3 使用時間が11時間を超えるとき		
音楽練習室中A	1日1回につき	1 使用時間が2時間以内のとき		
		2 使用時間が2時間を超え11時間以内のとき 使用時間1時間までごとに		
		3 使用時間が11時間を超えるとき		
音楽練習室中B	1日1回につき	1 使用時間が2時間以内のとき		
		2 使用時間が2時間を超え11時間以内のとき 使用時間1時間までごとに		
		3 使用時間が11時間を超えるとき		
音楽練習室小	1日1回につき	1 使用時間が2時間以内のとき		
		2 使用時間が2時間を超え11時間以内のとき 使用時間1時間までごとに		
		3 使用時間が11時間を超えるとき		

## ③ 駐車場

単位	利用料金	
	時間区分	金額
1台1日1回につき	1 駐車時間が2時間以内のとき 30分までごとに	
	2 駐車時間が2時間を超え4時間以内のとき	
	3 駐車時間が4時間を超えるとき	

## ④ 設備関係料金表

品名	単位	利用料金	
		時間区分	金額
音響設備A	一式	1日1回につき	
音響設備B	一式	1日1回につき	
音響装置	一式	1日1回につき	
MDラジオカセットレコーダー	1台	1日1回につき	
照明設備A	一式	1日1回につき	
照明設備B	一式	1日1回につき	
平台	一式	1日1回につき	
簡易客席	一式	1日1回につき	
パイプいす	一式	1日1回につき	
ビデオ撮影装置	一式	1日1回につき	
ビデオプロジェクター	1台	1日1回につき	
グランドピアノ	1台	1日1回につき	
アップライトピアノ	1台	1日1回につき	
ドラム	1台	1日1回につき	
シンセサイザー	1台	1日1回につき	
レコーディング設備	一式	1日1回につき	
楽器Aセット (中のAセット)	一式	1日1回につき	
楽器Bセット (小のAセット)	一式	1日1回につき	
楽器Cセット (中・小のBセット)	一式	1日1回につき	

(6) 職員体制について

① 職員の配置計画

業務内容	人 数	雇用形態	職歴・資格等

(記入上の注意)

- ・雇用形態の欄に、正職員・契約社員・アルバイト等の区分を記入すること。
- ・欄が不足する場合は、適宜追加すること。

(7) 職員ローテーション

職員のローテーションの考え方とローテーション（週間ベース）の一例を記載してください。

職員ローテーションの考え方

--

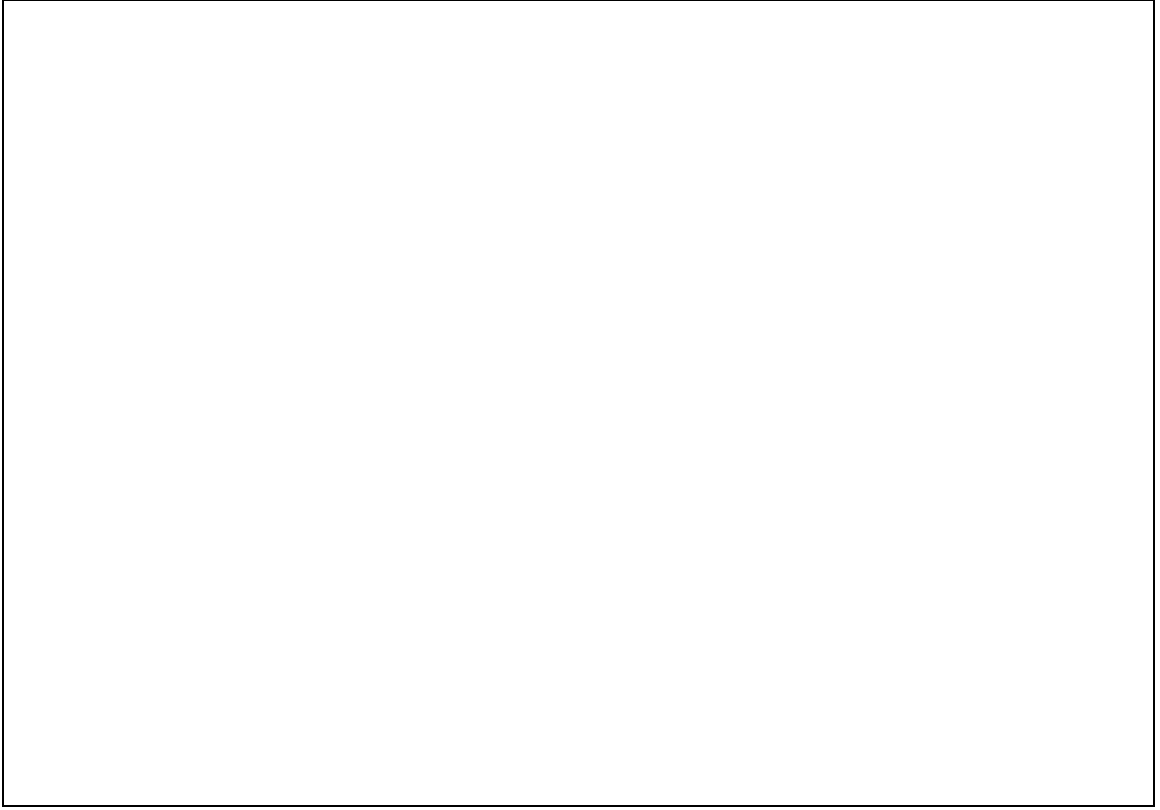
ローテーション（週間ベース）の一例

	雇用形態	月	火	水	木	金	土	日

(記入上の注意)

- ・ 平常開館時の職員配置を記入すること。
- ・ 雇用形態の欄に、正職員・契約社員・アルバイト等の区分を記入すること。
- ・ 欄が不足する場合は、適宜追加すること。
- ・ 各欄に個人ごとの勤務時間を記入すること。(例：9～17など)
- ・ 職員配置は募集要項に定めている資格を有した者を配置すること。

(8) 人員確保の方法

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for the user to write the details of the personnel assurance method. The box is currently blank.

- (9) 指定期間の3ヶ月前程度から芸術創造館の管理運営業務の引継作業などを行う予定ですが、それに関する考え方や人員の確保など具体的に記入してください。

(10) 配置する職員に対する研修計画

職員に対する業務能力の開発のための研修、専門技術的な研修、人権問題や個人情報保護などに対する研修方針や研修計画について具体的に記入してください。

(11) 危機管理対策

事故防止など安全対策、災害や事故発生時の連絡体制などに対する基本的な考え方と実施計画を記入してください。

①事故防止等安全対策

②災害等緊急時の対応

## 2 事業計画

### (1) 基本方針、事業全体図

施設稼働率の向上を目標に事業の基本方針と事業全体図を提案すること。事業全体図は各事業の相互関係が視覚的に分かりやすいよう工夫すること。

■基本方針

■事業全体図

(2) 利用者へのサービス向上策、芸術文化活動に関する支援策

利用者へのサービス向上策の提案及び芸術文化活動に関する支援策の情報発信・相談等に関する提案として、具体的なプランを記入すること。

- ・ 予約方法の見直し、キャッシュレス決済の拡充（現在はPayPayのみ）
- ・ 新人アーティスト向けの相談対応の拡充、演劇・音楽に関する施設や関係団体等との円滑な連絡調整 など

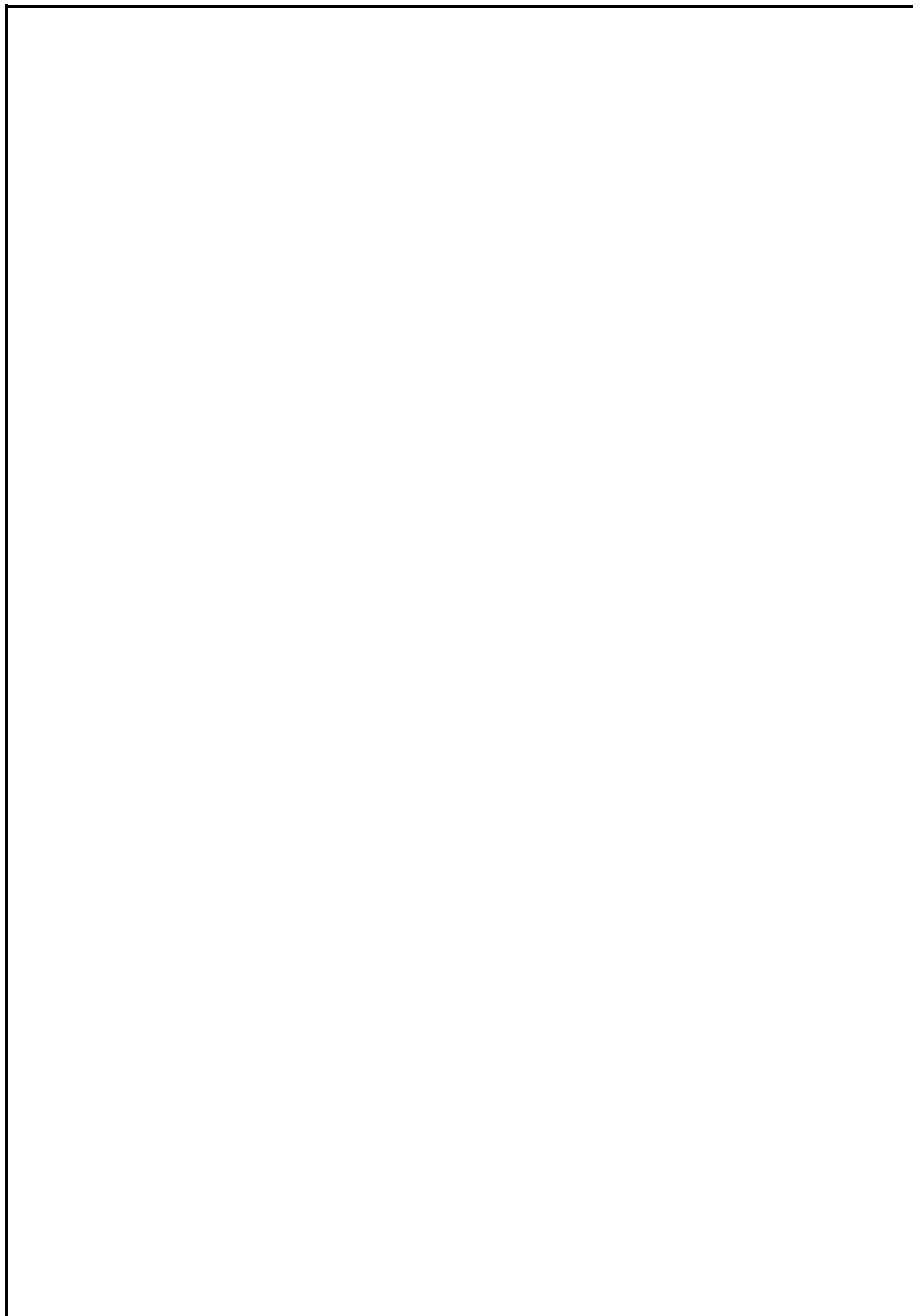
■ サービス向上策

■ 芸術文化活動に関する支援策、情報発信・相談等に関する提案

**(3) 市民の文化交流の促進**

日常の延長で芸術文化に触れたり参加できる“地域の文化拠点”としての役割強化に関する提案として、具体的なプランを記入すること。

- ・ 広く住民が参加しやすく施設利用のきっかけとなるようなイベント など

A large empty rectangular box with a black border, intended for entering specific plans or proposals related to the promotion of cultural exchange among citizens.

(4) 利用促進に関する方針や施策について具体的に記入すること。特に、稼働率の維持・向上を図るための具体策について示すこと。

- ・ SNS での情報発信強化とマーケティング
- ・ 閑散時間帯（平日朝昼）対策 など

■利用促進に関する基本方針

■未利用者、新規利用者向けアプローチ

■既存利用者向けアプローチ

(5) 利用者の満足度の把握等

■利用者満足度の把握や施設管理への反映

(利用者満足度・要望等の把握方法、苦情への対応及び施設管理への反映方法など)

(6) 施設利用、公演等にかかる案内・相談・技術的なサポートに関する提案

館の設置目的や特徴、管理運営方針等を踏まえ、施設利用、公演等にかかる案内・相談・技術的なサポートに関する具体的な方針や施策について記入すること。

**(7) 舞台操作・レコーディングスタジオオペレーター等業務に関する提案**

使用者の便宜に供するために指定管理者が提供する役務等への対価（条例・規則に掲げるものの以外に使用者が負担する経費等）として、舞台・照明・音響等操作技術者、レコーディングスタジオ（音楽練習室大）の利用にかかるオペレーター経費（料金）がある。舞台操作業務等の基本人員体制や人員を追加する場合の算定根拠、及びそれらの必要経費（料金）について、基準を具体的に示すこと。記入にあたっては、下記項目について考慮すること。

- ・基本人員体制とその根拠及び料金
- ・人員を追加する場合の根拠及び料金
- ・料金が発生しない場合の基準
- ・使用時間区分ごと及び区分を連続して使用する場合の料金
- ・音響、照明、舞台設備ごとの対応人員とその根拠
- ・オペレーターの対応人員とその根拠
- ・予定時間を超過した場合の対応
- ・前日仕込み、リハーサルなどへの対応
- ・キャンセルへの対応

■公演にかかる舞台等操作業務等経費

■レコーディングスタジオ等にかかるオペレーター料金

## (8) 自主事業計画書

芸術創造館の設置趣旨・目的を達成するとともに、市民の文化交流の促進及び芸術文化の振興に寄与する自主事業について記入すること。

参加費を徴収し、指定管理者の収入とすることは可能であるが、施設利用料は利用料金収入に計上すること。また事業実施にあたっては、貸館事業や本市主催事業も考慮すること。

事業名	目的・内容・場所等	実施時期・回数・ 観客動員数

事業名	目的・内容・場所等	実施時期・回数・ 観客動員数

事業名	目的・内容・場所等	実施時期・回数・ 観客動員数

事業名	目的・内容・場所等	実施時期・回数・ 観客動員数

### 3 施設の有効利用

他施設との連携、地域との連携、市民・NPOとの協働などの取り組み

#### 4 その他の提案

その他、提案事項があれば記入してください。

(様式 10)

大阪市立芸術創造館指定管理者指定申請にかかる現地見学会参加申込書

令和 年 月 日

大阪市経済戦略局  
文化部文化課 宛  
(F A X : 06-6469-3897)

次のとおり、現地見学会の参加申し込みをいたします。

団 体 名	
所 在 地	
参加者氏名 (1法人2名まで)	
担当者氏名及び連絡先	担当者 : 電 話 : (        )        — E-mail :
連合体で参加する場合、 構成員となる団体名	
備 考	

(様式 11)

## 大阪市立芸術創造館指定管理者指定申請に関する質問票

令和 年 月 日

大阪市経済戦略局  
文化部文化課 宛

団体名	
(質問事項)	質問箇所(募集要項○ページ△(□)、質問項目(××について)、具体の質問内容などがわかるように記入してください。
担当者氏名及び連絡先	担当者： 電 話： (        )        — F A X： (        )        — E-mail：

# 辞 退 届

令和 年 月 日

大阪市長 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

令和 年 月 日付大阪市立芸術創造館条例第 13 条の規定により、大阪市立芸術創造館の指定管理者の指定の申請をしましたが、下記の理由により辞退します。

理由

担当者氏名及び連絡先	送付先住所： 担当者部署： 担当者氏名： 電話番号：(            )            - E - mail：
------------	---

# 辞 退 届

令和 年 月 日

大阪市長 様

(申請団体名称)

(代表者)

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

(構成員)

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

(構成員)

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

(構成員)

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

令和 年 月 日付大阪市立芸術創造館条例第 13 条の規定により、大阪市立芸術創造館の指定管理者の指定の申請をしましたが、下記の理由により辞退します。

理由

担当者氏名及び連絡先

送付先住所：

担当者部署：

担当者氏名：

電話番号：( ) —

E-mail：

## (参考) 連合体協定書の参考例

(目的)

### 第1条

本協定書は、連合体を設立して、〇〇〇〇【施設名称】(以下「当該施設」という。)の指定管理へ応募し、連合体として指定管理者に指定された場合、協働して当該施設の指定管理業務(以下「当該業務」という。)を円滑に実施することを目的とする。

(名称)

### 第2条

本協定書に基づき設立する連合体の名称は「〇〇〇〇」とする。

(所在)

### 第3条

本連合体の所在地は〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇株式会社 内とする。

**※代表者の主たる営業所に置くこと。**

(構成員の所在及び名称)

### 第4条

所在	名称

(成立の時期及び解散の時期)

### 第5条

本連合体は、 年 月 日に成立し、当該施設の指定期間満了後、又は指定を取り消された後で別途協議のうえ定める日に終了するものとする。

(代表者)

### 第6条

本連合体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

### 第7条

本連合体の代表者は、当該業務の遂行に関し、大阪市と折衝する権限並びに本連合

体の名義をもって業務代行料額の請求、受領及び本連合体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(業務運営委員会)

第8条

本連合体は、構成員にて設ける業務運営委員会にて、当該業務の運営にあたるものとする。

(業務統括責任者)

第9条

本連合体は、代表者に属する役員又は使用人から、当該業務に関する業務統括責任者を選出し、当該業務に関わる指揮監督権を一任する。

(業務従事者)

第10条

各構成員の代表者は、業務責任者の下で当該業務に従事する業務責任者及び業務従事者を指名する。

(担当業務)

第11条

各構成員の担当業務は次のとおりとする。

構成員名称	担当業務

(権利義務の譲渡の制限)

第12条

各構成員は、本協定書に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、継承し、又は担保にすることはできない。

(指定管理者決定後の効力)

第13条

本連合体が当該施設の指定管理者に指定された場合、構成員は協議の上、本連合体の運営につき別に詳細を定めるものとする。

(秘密保持)

第14条

各構成員は、本協定内容及び本協定を通じて知り得た相手方の秘密情報について、相手方の事前の了承なくして第三者に開示、漏えいしてはならないものとする。本条の定めは、本協定終了後も有効に存続し続けるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第15条

この協定書に定めのない事項については、業務運営委員会において定めるものとする。

本協定書の証として本書〇通を作成のうえ、各通に各構成員が記名捺印し、〇通は各自所持し、1通は大阪市へ提出するものとする。

令和 年 月 日

構成員 (所在地)

(名 称)

(代表者)

印

構成員 (所在地)

(名 称)

(代表者)

印

構成員 (所在地)

(名 称)

(代表者)

印

構成員 (所在地)

(名 称)

(代表者)

印